

大阪市営地下鉄の事業譲渡に係る許認可について

大阪市および大阪市高速電気軌道株式会社（大阪市交通局 100%出資）は、国土交通大臣に鉄道事業譲渡譲受認可申請及び軌道事業譲渡許可申請を行っていましたが、平成 29 年 12 月 18 日（月曜日）付けで、申請どおり認可、許可されました。

平成 29 年 3 月 28 日（火曜日）に大阪市会本会議において、「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」が可決されたことを受け、平成 30 年 4 月 1 日（日曜日）をもって地下鉄事業を大阪市から大阪市高速電気軌道株式会社へ譲渡するため、平成 29 年 10 月 17 日（火曜日）に申請していたものです。